

評価に対する基準点数表

【特定事業】

		基準点数
評価 1		
○乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		
支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村		
(1) ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数	$\left(\frac{\text{全戸訪問事業の対象となる全家庭数}}{\text{全家庭数}} \times 20\% \right)$ 0.04ポイント
(2) (1)以外の市町村	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数	$\left(\frac{\text{全戸訪問事業の対象となる全家庭数}}{\text{全家庭数}} \times 20\% \right)$ 0.03ポイント
○養育支援訪問事業		
① 育児・家事援助	0.03ポイント	} 1訪問あたり
② 専門的相談支援	0.04ポイント	
③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	0.05ポイント	
○ファミリーサポートセンター事業		
① 基本事業(会員数)		
- 100人相当～299人	10.0ポイント	} 1市町村あたり
- 300人～ 599人	14.0ポイント	
- 600人～ 999人	20.0ポイント	
- 1,000人～1,499人	40.0ポイント	
- 1,500人～1,999人	60.0ポイント	
- 2,000人～2,999人	80.0ポイント	
- 3,000人以上	100.0ポイント	
支部の設置箇所数		
- 10か所以上	50.0ポイント	} 1支部あたり
- 10か所未満	5.0ポイント	
複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	5.0ポイント	(加算)
② 病児・緊急対応強化モデル事業(病児・病後児預かりの利用件数)		
- ～59件	9.0ポイント	} 1市町村あたり
- 60件～119件	12.0ポイント	
- 120件～199件	19.0ポイント	
- 200件～299件	28.0ポイント	
- 300件～399件	38.0ポイント	
- 400件～599件	52.0ポイント	
- 600件以上	72.0ポイント	
- 近隣市町村会員受入	5.0ポイント	
- 初年度体制整備	20.0ポイント	
○子育て短期支援事業		
① ショートステイ事業の実施		
- 2歳未満児、慢性疾患児	4.30ポイント	} 100人日あたり
- 2歳以上児	2.35ポイント	
- 緊急一時保護	0.60ポイント	
② トワイライトステイ事業の実施		
- 基本分	0.45ポイント	} 1か所あたり
- 宿泊分	0.45ポイント	
- 休日デイサービス	1.00ポイント	
- 児童の送迎の実施	0.30ポイント	
○延長保育促進事業		
① 延長時間		
- 30分	1.5ポイント	} 1事業あたり
- 1時間	7.0ポイント	
- 2～3時間	11.0ポイント	
- 4～5時間	23.0ポイント	
- 6時間以上	27.0ポイント	
② 基本分	23.0ポイント	(加算)

【その他の事業】

		基準点数
評価 2		
○へき地保育所		20.0ポイント 1か所あたり
○家庭支援推進保育事業		19.0ポイント 1か所あたり
○次世代育成支援人材養成事業		
・コーディネーター養成研修		3ポイント 1市町村あたり
・スタッフ養成研修		3ポイント 1市町村あたり
		※両方実施の場合は6ポイント
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
① 基本事業		
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講		0.4ポイント
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講		0.4ポイント
		1人あたり
② 付加的事業		
・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組		3.3ポイント
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組		3.6ポイント
・地域住民への周知を図る取組		3.2ポイント
		1市町村あたり
評価 3		
●その他、創意工夫のある取組について		
児童人口3,000人未満		3ポイント
児童人口3,000人以上～1万人未満	当該児童人口 1,000人	ポイント
児童人口 1万人以上	10P+ 当該児童人口-10,000人 1,500人	ポイント

「交付金算定の評価基準」の3の(2)に掲げる7事業のうち3事業以上を実施する場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合等に加算